

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和6年度の地籍調査に
関する事業計画を次のとおり定めた。
令和7年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化及び、災 害等の迅速な復旧を図る ため	金堀町第1 大浦町 東山町 下町 平戸小屋町 江の浦町 南が丘町 南町 岩川町 浜口町 西山一丁目第1 梁川町 竹の久保町 柳谷町 片淵四丁目 東山手町外 花園町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 南山手町等2 坂本一丁目 千々町第2 若草町 富士見町	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
佐世保市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化及び、災 害等の迅速な復旧を図る ため	日宇第三 黒髪第一 奥山第二	
島原市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化を図るた め	白山第9・霊丘第3 白山第10・霊丘第4・森岳第1 霊丘第5	
諫早市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化を図るた め	貝津第3の2 久山第3の2 津水・真崎第1 津水・真崎第2 貝津第4 久山第4の1 破籠井第1	
大村市	地籍の明確化により、公 共事業の円滑化を図るた め	三浦第七 三浦第八 鈴田第三 鈴田第四 鈴田第五 鈴田第六 萱瀬第五	

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和6年度の地籍調査に
関する事業計画を次のとおり定めた。
令和7年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第11-2 大久保第16-1 大久保第16-2 大久保第17 大久保第18 大久保第19 川内A 川内B 川内C 川内D 川内E 宝亀E 草積A 草積B 草積C 田代A 田代B 前津吉A	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
		草積D 神上	令和7年1月6日から 令和7年3月31日まで
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	檜根第1 檜根第2 檜根第3 琴第5 貝鮎第1 飼所第5 比田勝第3 久和第2 久和第4	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	地籍の明確化により、森林施策の円滑化をはかるため	琴第6 佐志賀第1 佐志賀第3 佐護東里第3 佐護東里第6 飼所第3	
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	増田第二 荒川第十四 小泊第四 小泊第五 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第四 野々切第五 野々切第六 幾久山第五 幾久山第四	
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	須川東第1 須川西第1 須川西第2 須川西第3 野田第5 田平第6 田平第7 野田第6(一部) 野田第6(残部)	